

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守を求める決議が採択され、その後も歴代内閣がこれを堅持してきた。

非核三原則は、特定の政党や立場を超え、長年にわたり我が国の平和と安全を支える基本的な考え方として国民の間に定着している。

しかし、今日、安全保障関連３文書の改定に向けた議論が与党内で開始され、非核三原則の見直しが行われようとしているだけに不安視する声が広がっている。

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増しているだけに、非核三原則を堅持することは、国民の安心と安全を確保し、地域の平和と安定を築くうえで重要である。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国に非核三原則を堅持するよう強く要望する。

記

- 1 非核三原則を将来にわたって堅持すること
- 2 核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮・核不拡散の取組みを積極的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月7日

鹿児島県日置市議会議長 富迫克彦

衆議院議長	森英介	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
総務大臣	藤井比早之	殿
防衛大臣	小泉進次郎	殿